

馬込斎場運営要綱

第1章 総則（第1条—第2条）

第2章 斎場施設の使用（第3条—第21条）

第3章 霊柩自動車の運行（第22条—第24条）

第4章 斎場予約等システム（第25条—第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、四市複合事務組合斎場条例施行規則（昭和55年四市複合事務組合規則第1号。以下「規則」という。）第11条の規定により斎場の管理について、四市複合事務組合霊柩自動車運行条例（昭和55年四市複合事務組合条例第4号。以下「霊柩自動車運行条例」という。）第5条の規定により霊柩自動車の運行について、それぞれ必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、この要綱に特段の定めのない限り、四市複合事務組合斎場条例（昭和54年四市複合事務組合条例第6号。以下「条例」という。）及び規則並びに霊柩自動車運行条例において使用する用語の例によるものとする。

第2章 斎場施設の使用

（予約方法）

第3条 斎場を使用しようとする者は、規則第3条1項に規定する使用許可申請書を提出する前に、斎場施設使用の予約をしなければならない。

2 前項の規定による斎場施設の使用の予約は、次条第2項前段に規定する者が葬儀の運営に係る契約等を葬祭業者と締結し、葬祭業者が契約等に基づき斎場施設の使用の予約を代行する場合にあっては、電子情報処理組織（四市複合事務組合の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と当該葬祭業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織。以下「斎場予約等システム」という。）により行わなければならない。ただし、次条第2項前段に規定する者が斎場施設を予約しようとする場合及び第27条に規定する斎場予約等システムへの利用者登録の手続申請中の葬祭業者が予約する場合にあっては電話により行うものとする。

3 斎場予約等システムの受付時間は24時間とし、電話による受付時間は午前8時45分から午後5時15分までとする。

（申請書の提出等）

第4条 規則第3条第1項に規定する使用許可申請書は、前条に規定する予約をした日から斎場施設を使用する日までに提出しなければならない。

2 前項の申請に係る申請者は、斎場で葬儀を主催する者又は遺体を火葬しようと

する者（以下「申請者」という。）とする。ただし、遺体保管室の使用にあつてはこの限りではない。

（使用料の納付）

第5条 条例第11条第1項に規定する使用料は、火葬中に納付するものとする。

ただし、式場及び控室のみを使用する場合は、使用した日に納付するものとする。

（火葬時刻）

第6条 火葬時刻は、午前9時から午後3時までの毎正時とする。ただし、斎場長が必要と認めるときは、火葬時刻を変更することができる。

2 斎場長は、申請者が火葬時刻までに斎場に到着しない場合（火葬時刻から10分を経過した場合をいう。以下同じ。）は、火葬日時を変更することができる。

3 改葬及び死胎の火葬時刻は、午前9時とする。

4 斎場長は、申請者が火葬時刻までに斎場に到着しない場合で火葬を行ったとき、火葬に係る焼骨の収骨の順序を変更することができる。

5 火葬参列者は40名程度までとする。

（式場使用者の火葬時刻）

第7条 式場を使用する場合の火葬時刻は、第1式場を使用する場合にあつては、午前11時又は午後0時、第2式場、第3式場及び第4式場を使用する場合にあつては、午前10時又は午前11時とする。ただし、第2式場、第3式場及び第4式場にあつては、規定する時間毎に2式場まで火葬するものとする。

（副葬品）

第8条 棺に入れる副葬品は、極力少なくすることとし、次の各号に掲げるものは入れてはならない。

(1) 焼骨に悪影響を及ぼすおそれのあるもの

(2) 火葬時間が長くなるもの

(3) 爆発で火葬炉が損傷するおそれがあるもの

2 遺体にペースメーカー等を埋め込んである場合は、事前に斎場職員に申し出ること。

（焼骨の引取）

第9条 規則第7条第2項に規定する必要な措置とは、管理者が焼骨（火葬後の遺骨全部をいう。以下同じ。）を処分することをいう。

2 管理者は、前項に規定する焼骨の処分にあたり、異議申立てを行わないこと及び申請者以外の者からの異議申立てに対し、全責任をもって対処すること並びに次の各号に掲げる事項を記載した誓約書を提出させることができる。

(1) 誓約書を提出する年月日

(2) 申請者の住所、氏名（記名押印又は自署）、死亡者との続柄、連絡先電話番号

(3) 死亡者の本籍、住所、氏名、性別、出生年月日

（棺の大きさ）

第10条 火葬施設及び遺体保管室で使用できる棺の大きさは、別表第1のとおりとする。

(式場の使用制限)

第11条 次の各号に掲げる場合は、式場の使用を認めない。

- (1) 法事（友引の日の午前に行う場合を除く）で使用する場合
- (2) 通夜及び告別式のため、3日にわたり使用する場合
- (3) 友引の日の前日に通夜のため使用する場合
- (4) 火葬を行わず使用する場合（骨葬及び献体を行う者の葬儀を除く）

(式場の特別利用)

第12条 条例第6条第2項に規定する特別の理由は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 死亡者が関係市の叙勲者のとき
- (2) 死亡者が死亡日から5年以内に5年以上関係市に住所を有していた場合
- (3) 死亡者が関係市に勤務場所を死亡時まで有し、又は有したことがあり、かつ関係市住民の参列者が多く予想される葬儀に第1式場を使用する場合
- (4) 関係市で死亡した者の住所が遠隔地のため、遺体運送が困難と認められる場合。ただし、斎場業務に支障がない場合に限るものとし、告別式のみ使用を認めるものとする

(控室の使用)

第13条 使用していない控室がある場合は、条例別表備考3で規定する控室に加えて有料で使用することができる。

2 式場使用の控室割振りと使用時間については、別表第2のとおりとする。

(祭壇の使用)

第14条 式場に備え付ける祭壇の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1式場 仏式・大型
- (2) 第2式場及び第3式場 仏式・標準型
- (3) 第4式場 仏式・標準型（神式・キリスト教式対応）

2 式場に備え付ける祭壇には、別表第3左欄に掲げる祭壇の様式に応じ、別表第3右欄に掲げる祭壇備品を備え、祭壇備品のみ使用する場合であっても、条例別表第1に定める斎場施設使用料を支払うものとする。

3 祭壇は式場へ持ち込むことができる。ただし、第4式場にあつては、花祭壇のみ持ち込むことができる。

4 祭壇を式場へ持ち込む場合は、式場に設置する間仕切りを使用し、式場に備え付ける祭壇の前に設置するものとし、備え付けの祭壇を移動させてはならない。

5 式場に備え付けの祭壇を使用する場合の配置は、原則として別に定めるとおりとする。

(無償貸与備品)

第15条 斎場に備える次の各号に掲げる備品は、無償で貸与する。

- (1) 式場内備品（ポータブルアンプセット（ワイヤレスマイク、マイクスタンド含む）椅子）
- (2) 受付用備品（受付台・衝立・香典受盆・忌中額）
- (3) 控室内備品
- (4) 棺台車
（設営）

第16条 式場の設営は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 設営開始時間は、午後2時とする
- (2) 天井を利用するポール類、画鋸、ガムテープ等を使用してはならない
- (3) 水引幕等を設置する場合は、斎場職員の指示に従わなければならない
- (4) 葬儀立看板の設置は、第1式場のみとし周囲の装飾をしてはならない
- (5) 受付の設置場所は、各式場前ロビーとする。ただし、第1式場で通夜の参列者が多数見込まれる場合は、斎場の許可を得て斎場建物の外に午後4時30分から記帳台を設置することができる
（遺体保管室）

第17条 遺体保管室の使用は、斎場で火葬する場合に限る。ただし、関係市以外の住民が関係市で死亡し、斎場以外で火葬する場合で、速やかに住所等へ遺体運送できないときはこの限りでない。

2 遺体保管室に保管する遺体と面会するときは、面会予定人数及び到着予定時間を斎場に連絡するものとし、申請者が葬儀の運営に係る契約等を葬祭業者と締結している場合にあつては、当該葬祭業者又は申請者、それ以外の場合にあつては、申請者がそれぞれ立ち会うものとする。

3 遺体保管室に保管する遺体との面会時間は午前9時から午後5時までとする
（施錠）

第18条 夜間（午後10時から翌日の午前6時までをいう。以下同じ。）は、斎場施設を施錠し、入退場を制限するものとする。夜間の入退場の必要がある場合は警備員に連絡するものとする。

（葬祭業者の荷物の搬出入）

第19条 葬祭業者が、斎場に自動車を使用して搬出入する場合には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 停車場所は、第2式場、第3式場裏及び第1式場前並びに斎場西側通用門前とする
- (2) 斎場正門付近への駐停車は禁止する。ただし、やむを得ず停車する場合は、斎場職員の指示に従うこと。
- (3) 搬出入を終えた自動車の駐車は第3駐車場とし、移動する場合は、場内の道路標識及び道路標示に従うこと。また、斎場正門付近の市道に駐車しないこと
（納骨容器）

第20条 規則第6条に規定する納骨容器等の頒布を希望する場合は、規則第3条

第1項に規定する使用許可申請書を提出するときに申し込むものとする。

2 納骨容器等の代金は、斎場施設使用料と併せて納付すること。

(その他)

第21条 斎場施設を使用する者は、斎場職員の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 斎場施設の使用にあたっては遺体を納棺しておくこと
- (2) 使用開始前及び使用終了後に、職員の立会いのもとに備品等の損傷の有無を点検するものとし、使用にあたっては損傷のないように取り扱わなければならない
- (3) 駐車場の混雑が予想される場合は、誘導員（整理員）を配備し、誘導に努めること
- (4) 喫煙は、指定の喫煙場所のみとし、他の場所での喫煙はしないこと
- (5) 使用終了後は、式場へ持ち込んだ祭壇及び生花並びに残食等は、速やかに撤去すること

第3章 霊柩自動車の運行

(霊柩自動車の申込)

第22条 霊柩自動車の使用について、斎場施設（遺体保管室を除く）と併せて予約する場合は、斎場予約等システムによるものとし、規則第3条1項に規定する使用許可申請書により申し込むものとする。

2 前項に規定する場合以外の霊柩自動車の使用については、電話等により予約したうえで、規則第3条1項に規定する使用許可申請書により申し込むものとする。

(使用料)

第23条 霊柩自動車の使用料の算定については、霊柩自動車運行条例第4条第1項に規定するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住民が霊柩自動車を使用し、関係市以外を運行した場合の距離加算額は、別表第4左欄に掲げる方面に応じ、霊柩自動車の走行距離から別表第4右欄に掲げる関係市往復距離を差し引いた距離に霊柩自動車運行条例別表の霊柩自動車の型式ごとに定める距離加算額を乗じて算定する。
- (2) 住民以外の使用料は、霊柩自動車運行条例別表に定める霊柩自動車の型式ごとに定める基本額に霊柩自動車の走行距離と霊柩自動車の型式ごとに定める距離加算額を乗じて得た額を加えた額とする。

2 霊柩自動車の使用料は、斎場施設使用料と併せて納付すること。ただし、前条第1項各号に掲げる場合にあつては、霊柩自動車の使用後速やかに納付すること。

3 霊柩自動車運行条例第4条第2項に規定する減免を受けようとする者は、規則第5条第1項に規定する使用料減免申請書を管理者に提出しなければならない。

(運営)

第24条 霊柩自動車の運営については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 霊柩自動車の事業範囲は、霊柩自動車の運行のため、斎場から出発する時間

と、運行を終えて、霊柩自動車が斎場へ到着する時間が、おおむね運行に従事する職員の勤務時間内で運行できる範囲とする。

- (2) 火葬場への霊柩自動車の使用は、馬込斎場のみとする。
- (3) 霊柩自動車で使用できる棺の大きさは、別表第5のとおりとする。
- (4) 霊柩自動車の使用に係る有料道路通行料及び駐車料は、霊柩自動車使用に係る申込みをした者が負担する。
- (5) 霊柩自動車使用に係る申込みをした者は、霊柩自動車を使用する場合は、遺体を入れた棺又は遺体の車両への積載の立会い及び運送先までの同行をするものとする。
- (6) 火葬時刻が午前9時の霊柩自動車の運行は行わない。

第4章 斎場予約等システム

(利用者登録)

第25条 斎場予約等システムを利用しようとするときは、あらかじめ利用者登録（斎場予約等システムの利用者であることを識別できる情報を利用者登録管理台帳（利用者登録番号、パスワード等の情報を磁気ファイル（磁気テープ、磁気ディスクその他データ等を記録するための磁気記録媒体をいう。）に記録したものをいう。）に登録することをいう。以下同じ。）しなければならない。

(利用者登録対象者)

第26条 斎場予約等システムの利用者登録をすることができる者は、葬祭業を営む法人又は個人とする。

(利用者登録の申請)

第27条 斎場予約等システムの利用者登録を希望する者は、次に掲げる事項を記載した利用者登録申請書に登記事項証明書又は業務の概要が分かる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 利用者登録申請書を提出する年月日
- (2) 申請者の主たる事務所の所在地（個人にあつては住所。）、法人名、代表者職氏名（個人にあつては氏名。以下同じ。）
- (3) 利用者登録名、所在地（個人にあつては住所。以下同じ。）、電話番号、FAX番号、メールアドレス

(利用者登録通知)

第28条 管理者は、前条の利用者登録申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、利用者登録を行い、次に掲げる事項を記載した利用者登録通知書により通知する。

- (1) 利用者登録通知書を通知する年月日
- (2) 利用者登録を行う申請者の法人名、代表者職氏名
- (3) 利用者登録名
- (4) 利用者登録番号
- (5) パスワード

(予約の手続)

第29条 前条の規定により利用者登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、齋場予約等システムに自らの利用者登録番号及びパスワードを入力することにより、齋場施設の使用の予約をするものとする。

(利用者登録の変更)

第30条 登録者は、第27条各号に定める利用者登録申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに次に掲げる事項を記載した利用者登録変更届を管理者に届け出なければならない。ただし、パスワードを変更しようとする場合は、この限りでない。

- (1) 利用者登録変更届を届け出る年月日
- (2) 届出者の主たる事務所の所在地(個人にあつては住所。以下同じ。)、法人名、代表者職氏名
- (3) 変更しようとする利用者登録名、所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレス

(利用者登録の廃止)

第31条 登録者は、利用者登録を廃止しようとするときは、速やかに次に掲げる事項を記載した、利用者登録廃止届を管理者に届け出なければならない。

- (1) 利用者廃止届を届け出る年月日
- (2) 届出者の主たる事務所の所在地、法人名、代表者職氏名
- (3) 利用者廃止を行う利用者登録名、所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレス
- (4) 廃止理由

(禁止行為)

第32条 齋場予約等システムを使用する場合は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 齋場予約等システムを齋場の使用の予約以外の目的で利用すること。
- (2) 齋場予約等システムに対し、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第3条に規定する不正アクセス行為をいう。)をすること。
- (3) 利用者登録番号及びパスワードを第三者に使用させること。
- (4) 齋場予約等システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

(利用の制限)

第33条 管理者は、登録者がこの要綱に違反したときは、一定期間齋場予約等システムを利用させないことができる。

(利用者登録の抹消)

第34条 管理者は、次のいずれかに該当するときは、登録者を抹消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用者登録がなされたとき。

- (2) 登録者がこの要綱に違反したとき。
- (3) 登録者が第26条に規定する利用者登録の対象者に該当しなくなったとき。
- (4) 登録者の斎場等予約システム利用が3年以上ないと認めたとき。
- (5) その他、登録を抹消すべき事由が生じたとき。
- (6) 斎場予約等システムの管理及び運営を故意に妨害したとき。

(運用停止等)

第35条 次の各号に掲げる場合は、登録者に事前の通知なく、斎場予約等システムの運用を停止、休止、中断又は制限を行うことができる。

- (1) 斎場予約等システムの保守点検等を緊急に行う場合
- (2) 斎場予約等システム利用が著しく集中した場合
- (3) 斎場予約等システムに重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合
- (4) 天災、事変その他非常事態が発生した場合

(障害発生時の通知)

第36条 管理者は、斎場予約等システムに重大な障害が発生した場合、登録者に障害が復旧するまでの予約方法等について、電子メール又は文書等により通知するものとする。

(損害賠償)

第37条 故意により又は正規の利用方法に従わず、斎場予約等システムを破棄し、又はそのデータを消去し、若しくは破損した登録者は、その損害を賠償するものとする。

(質問又は調査)

第38条 管理者は、利用者登録に係る事務等について必要と認めるときは、関係者に対して質問し、又は必要な事項を調査することができる。

別表第1

	普通炉	大型炉	遺体保管室
縦幅 (センチメートル以内)	197	220	220
横幅 (センチメートル以内)	59	70	75
高さ (センチメートル以内)	60	60	58

別表第2

式場	控室			
	通夜振舞用	使用時間	休憩・仮眠用	使用時間
第1式場	第8控室	午後5時から 午後10時	第9控室	午後4時30分 から火葬終了ま で
第2式場	第1控室		第4控室	
第3式場	第2控室		第6控室	
第4式場	第3控室		第5控室	

備考

- 1 通夜振舞用及び休憩・仮眠用控室を1室で兼ねて使用することができる。その

場合、使用する控室の使用時間は、休憩・仮眠用に規定する使用時間とする。

- 2 控室の鍵は斎場施設使用料等を納付するときに返却すること。夜間帰宅する場合も帰宅するときに鍵を返却すること。

別表第3

祭壇様式	祭壇備品
仏式（大型、標準型）	厨子（小）、曲録2脚、木魚、リン（大）、杓鉦、リン（小）、燭台、香炉、廻し香炉、棺台、6尺・4尺テーブル
神式	8寸三宝10個、2.5寸水玉・5寸瓶子、8寸神皿10枚、5寸榊立、4寸神鏡、8寸かがり火、位牌台、8寸雪洞、勾欄、胡床
キリスト教式	十字架、六灯立、写真立、盛台、燭台、香炉

別表第4

方面	関係市往復距離（キロメートル）
東京	15
市川市、松戸市	10
千葉市、四街道市	22
我孫子市、柏市、流山市	17
白井市、印西市	10
八街市、富里市、佐倉市、酒々井町、成田市	31

別表第5

	バン型霊柩車	宮型霊柩車	ワンボックス型霊柩車
縦幅（センチメートル以内）	204	198	200
横幅（センチメートル以内）	60	67	65
高さ（センチメートル以内）	60	60	60

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は平成30年3月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 第27条に規定する予約等システムの利用者登録の手続きその他の行為については、この要綱の施行の前においても行うことができる。

(要綱等の廃止)

- 3 馬込斎場使用要領は廃止する。
- 4 四市複合事務組合斎場施設等に関する運用基準は廃止する。